

違憲なのに「時効」とは

宮崎徹哉

06/16 10:35

「法廷に入る者は、汚れのない手で入らなければならない」

民事訴訟などの場で、ときどき引用されることわざである。英国の法体系に根付く考え方で、「クリーンハンドの原則」とも言われる。

一般にはなじみの薄い言葉だが、エッセイストでもある弁護士の井口茂さんが著書で分かりやすく解説している。

「自分みずからが不徳なことをしておいて、都合のよいときにだけ法律の救済を受けようというのは虫がよすぎる。法廷で権利を主張し、保護を求めるにはみずからの手が汚れていてはいけないという発想」（「法諺漫策（ほうげんまんさく）」）

国は人権侵害を棚に上げ、賠償を免れるために除斥期間の適用を主張し、裁判所も容認した。クリーンハンドの原則にもとめるのではないか。

仙台地裁は先月、旧優生保護法（1948～96年）を憲法違反と断じる一方で、不妊手術から一定の時間が過ぎているとして被害者への国家賠償を認めなかった。

根拠となったのが、除斥期間という時効のような仕組みだ。民法は不法行為の時から20年が経過すれば、賠償請求権は失われると定める。

法律上の権利関係を速やかに確定するうえで一定の意味があるとされるが、それも事によりけりだろう。

国賠訴訟を、市民や企業間の争いごとと同一視することはできない。

とりわけ、旧優生保護法訴訟のように、国の責任が明白な裁判にまで除斥期間の論理を持ち出すのは行き過ぎではないか。

事情がよく分からないまま不妊手術を受けさせられた被害者は少なくない。そもそも「不法行為」の認識がなかった人に、国が「期間内に訴えなかったのはおかしい」と反論するのは無理筋である。

地裁は、そんな国の身勝手さにこそ厳しい目を向けるべきだった。

判決が、出産などを自分で決める権利について「幸福の源泉となり得る基本的権利」と認めつつ、議論の蓄積が少なかったことを理由に国の無策を免罪したのも不可解だ。

除斥期間の問題とともに、被害者にとって到底納得できる話ではなかろう。控訴したのは当然と言える。

仙台地裁の結論が同種訴訟に影響を与えないか、それも気にかかる。

除斥期間は、戦後補償や公害などを巡るさまざまな裁判で被害者を苦しめてきた。

ハンセン病の国賠訴訟では原告・弁護団が法廷でこう主張したことがある。

「被告の国は違憲・不要な『らい予防法』の存在を放置した。その存在のために提訴が著しく困難だった原告らの損害賠償請求権について、国が除斥期間を理由に利益を得るのは公序良俗に反する」

被害者に寄り添った2001年の熊本地裁判決が記憶に残る。

「国の違法行為による被害は96年の法廃止まで継続的・累積的に発生した」「人生被害を全体として一体的に評価すべきだ」と認定し、「除斥期間の規定の適用はない」と結論付けている。

「人権のとりで」として、これが裁判所のあるべき姿と言えよう。

被害者の救済を阻む「時の壁」。政府や司法は、除斥期間のあり方を検証し、法改正や適用の見直しに向けた議論を深めてもらいたい。